

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その
日の届出)

◇衆議院議員総選挙
県選挙区選挙長告示

衆議院議員総選挙において候補者から届出
のあつた選挙立会人となるべき者が十人を
超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

◇選管告示 衆議院議員総選挙における選挙長等の選任

衆議院議員総選挙における選挙長が事務を行う場所

衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式

衆議院議員総選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

衆議院議員総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等

衆議院議員総選挙における選挙会の場所等

衆議院議員総選挙において候補者一人につき選挙運動に関する支出できる金額

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任

最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式

最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合の投票用紙の様式

最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等に押すべき印

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十三号

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

一 選挙長 岩美郡岩美町大字池谷五九番地 田中梅藏
二 選挙長の職務代理者 鳥取市吉成一〇八一番地 横地 繁

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十四号

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙における選挙長は、
鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十五号

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の
様式を次のとおり定める。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

裏
折目表
折目

候補者名

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

○注 意

昭和五十八年執行
衆議院議員総選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

備
考

裏

昭和五十八年執行
衆議院議員総選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷り込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十六号

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

一日時 昭和五十八年十二月四日 午後五時十分

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十七号

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

昭和五十八年十二月三日

一日時 昭和五十八年十二月三日 午後五時十分

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十九号

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

昭和五十八年十二月三日

一場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

二日時 昭和五十八年十二月二十日 午後一時

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十八号

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十九条第四項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（

昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

一日時 昭和五十八年十二月四日 午後五時十分

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第百四十号

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百九十四条の規定により候補者一人につき

選挙運動に關して支出することができる金額は一千三百八十三万九千四百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

鳥取県選挙管理委員会告示第百四十一号

昭和五十八年十二月二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八、九七〇

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四九、四九一

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三一、四二六

倉吉市において選挙権を有する者の総数の一の数	一一、五四四
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、九五二
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八八八
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、六三〇
氣高郡において選挙権を有する者の総数の一の数	六、〇四三
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、六七九
西伯郡において選挙権を有する者の総数の一の数	一三、二八一
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、九六一

鳥取県選挙管理委員会告示第百四十二号

昭和五十八年十二月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会长及びその職務代理者を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八、九七〇

一 審査分会长 岩美郡岩美町大字池谷五九番地 田中梅藏

二 審査分会长の職務代理人 鳥取市吉成一〇八一番地 横地 繁

鳥取県選挙管理委員会告示第百四十三号

昭和五十八年十二月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第十四条第三項の規定により、次のとおり定める。

昭和五十八年十二月三日

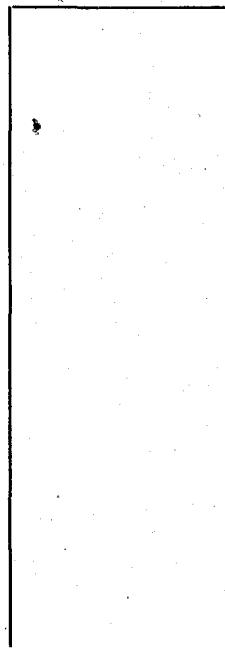
鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

折目	折目	折目
		。注意 やめさせた方がよいと思ふ裁判官については、 その名の上の欄にXを書くこと。 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、 何も書かないこと。

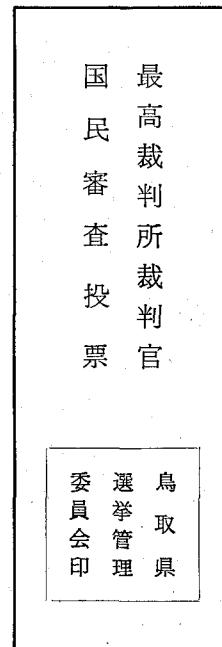
備考

- 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選舉管理委員会の印は、刷り込み式とする。
- 3 裁判官の名は、中央選舉管理会の告示に従い印刷する。

裏



表



鳥取県選挙管理委員会告示第百四十四号

昭和五十八年十二月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合における投票用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第七条の規定により次のとおり定める。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

折目	折目	折目
最高裁判所裁判官 国民審査投票		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 鳥取県 選挙管理 委員会印 </div>		

備考

- 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷り込み式とする。

裏

表

最高裁判所裁判官 国民審査投票
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 鳥取県 選挙管理 委員会印 </div>

鳥取県選挙管理委員会告示第百四十五号

昭和五十八年十二月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

鳥取県選挙管理委員会告示第百四十六号

昭和五十八年十二月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は、次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

一 場所 烏取市東町一丁目二二〇番地 烏取県庁
二 日時 昭和五十八年十二月二十日 午後一時三十分

衆議院議員総選挙鳥取県選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙において、候補者が届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月三日

衆議院議員総選挙鳥取県選挙区選挙長 田 中 梅 藏

一 場所 烏取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
二 日時 昭和五十八年十二月十五日 午後五時十分